

東洋製罐グループの皆様へ

「団体総合生活保険」のご案内

〔傷害補償 / 個人賠償責任 / 携行品 / ホールインワン・アルバイト費用 / 住宅内生活用動産 / 医療補償 / がん補償 / 介護補償〕

89歳まで
(介護の補償 84歳)
更新加入
ができます!

東洋製罐グループならではの保険料
割引

約44%

団体割引20%、
損害率による割引
30%適用

もしもの
「リスク」に備える
補償があると安心です。

中途加入もできます

保険期間中での中途加入も可能です。
詳しくは東罐共栄までお問い合わせください。

申込締切

2019年8月2日(金)

保険期間

2019年10月1日午後4時から
2020年10月1日午後4時までの1年間

保険料払込方法

2019年12月給与より天引開始
(ご退職者の方は、2019年12月27日よりご指定の口座から毎月引き落とし)

加入方法

- ・加入依頼書の印字内容にて、更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
- ・新規で加入の方、変更を希望される方は「加入連絡票」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、各社総務・労務ご担当者もしくは東罐共栄までご提出ください。
- ・P29～「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」 「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

※団体総合生活保険に現在ご加入の方はP33を必ずお読みくださいますようお願いいたします。

東洋製罐グループ(東罐共栄)の担当者より

東京海上日動 NEWS

おすすめ① 個人賠償責任補償について

- Point 1** 国内外問わず、**1億円まで補償**されます。**海外旅行時も安心!**
- Point 2** **自転車条例にも対応**できます。
埼玉県、神奈川県(2019年10月～)、名古屋市、大阪府、京都府等で「**自転車保険**」加入が義務付けられています。
- Point 3** **ご家族全員を補償**します!
お子様が、他人の物を壊してしまったり、お怪我をさせてしまった場合の**賠償請求に対応**いたします。

おすすめ② 医療補償・がん補償について

- Point 1** **医師の診査不要**でご加入いただけます。(本保険商品では、お客様に健康状態を告知いただけます。)
個人でご加入いただくよりも、簡単にご加入いただくことができます!
- Point 2** いざという時に「**あんしん**」して**治療に専念**できます。
一生のうち、おおよそ**2人に1人ががん**と診断されるといわれています。
- Point 3** **89歳になるまでご継続いただくことが可能**です。
一般の医療保険の加入年齢の限度は85歳までです。89歳までご継続いただけるのは**東洋製罐グループの団体総合生活保険のみ!**

おすすめ③ 介護補償について

- Point 1** 損害率による割引の適用により、**2019年度から割引率がUP!**
お得な保険料でご加入いただけます!1人あたりたったの30円からご加入可能!(ご加入時の年齢によって保険料は異なります。)
- Point 2** **要介護状態初期状態にかかる費用の一時金をお支払い**します。
介護にかかる費用は**平均約547万円!**
- Point 3** **簡単な3つの告知のみ**で、ご加入いただけます。

おすすめ④ グループ内企業代理店さんでのご契約について

- Point 1** **きめ細やかな対応が可能!**
ご加入の際に、相談しながらお客様にぴったりの補償を組み合わせることができます。
- Point 2** **事故の際には「あんしん」をお届け**します。
保険金請求時にお手続き方法や必要書類が分からないときもしっかりサポート!!
- Point 3** **払込方法:給与天引**できます!
東洋製罐グループの皆さまであれば、どなたでもこの団体契約に加入いただき、毎月のお給与から天引きすることができます。

自転車事故の高額賠償事例が増えてきています。
未成年であっても賠償責任を負う事例もご紹介します。



Kさん

一時費用の合計:
平均80万円+
月々の費用(平均7.9万円)×
介護期間(平均59.1ヵ月)=
平均547万円



Hさん

日本人1億2,700万人のうち
「**男性新生物(がん)**」
の罹患患者数は**163万人**
もいます。



Yさん

医療補償、がん補償、介護補償にご加入いただく場合は、加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。

**変更
追加**

既加入者の方向け 加入依頼書 記入例

※こちらの加入依頼書は複写式です。

E「団体総合生活保険」加入依頼書

ご記入日(加入依頼日) 2019年 7月 20日 加入者 令和元年 10月 1日～ 令和2年 10月 1日 払込方法: 天引

加入者 100-8050 連絡先 112-3456-7891 加入者 123456789

ご住所 トウキョウトチヨダマルノウチ 1-2-1 生年月日 明治 38 年 2 月 2 日

東京千代田区丸の内 1-2-1 所属 東京海上日動

お名前 トウカイ タロウ 所属コード 19927206

東海 太郎

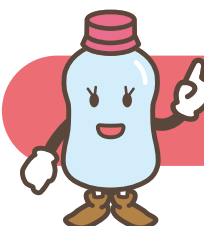
ご希望のお取扱欄
加入内容を変更される場合、更新されない場合は該当に○の上、加入依頼書のご提出が必要です。

タイプ
ご加入いただくタイプ名をご記入ください。
●ご加入内容を変更される場合
変更されるタイプ名を二重線で削除し、変更後のタイプ名とをご記入ください。
●ご加入内容を取りやめる場合
取りやめるタイプ名を二重線で削除してください。

保険料をご確認ください。
加入内容を変更される場合は、二重線で削除し、変更後の合計保険料をご記入ください。

Cのページに記入してください
記入見本はP3「新規加入 記入例」⑬の**青枠内**をご参照ください

※ **新規加入** **被保険者追加** の加入連絡票は様式が異なります。



新規ご加入希望の方は、東罐共栄までお知らせください。

新規 加入連絡票 記入例

記入もれに
注意してね

ご記入に
ついて

- ご加入の際は、記入方法のご案内に沿ってご記入ください。
- 加入連絡票は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、お手数ですが必要部数をコピーしてご記入ください。
- 加入連絡票は、ご提出前にコピー等を取り、大切に保管してください。
- 出向者の方は出向元の会社名、社員番号をご記入ください。



※パンフレットのP3～P6をご確認の上、ご記入ください。

「団体総合生活保険」加入連絡票

1 新規加入 **2 被保険者追加**

1 記入日(必ずご記入ください) 2019年 7月 20日 加入者 2019年 10月 1日 ~ 2020年 10月 1日

2 郵便番号 100-8050 連絡先(電話番号) 112-3456-7891 会社名 出向者の方は出向元の会社名をご記入ください。

3 住所 カナ トウキョウトキョダクマルノウチ 1-2-1 生年月日 昭和 38年 2月 13日 性別 男性

4 氏名 カナ トウカイ タロウ 漢字 東海 太郎 所属コード 社員コード 19927206

5 希望のお手続き (1~3のいずれかに○) 1 新規に加入 2 加入内容変更 3 被保険者明細追加

6 加入者からみた続柄 2 配偶者 (3桁コードパンフレットのP4ご参照)

7 加入者からみた続柄 2 配偶者 (3桁コードパンフレットのP4ご参照)

8 職業・職務 (3桁コードパンフレットのP4ご参照)

9 がん保険金受取人氏名(カナ) 東海 太郎

10 がん・日常生活補償

11 被保険者・1回分保険料 670 円

12 加入者・1回分合計保険料 円

13 健康状態告知の内容、ご加入時の同意内容、[がん補償の場合]「加入依頼書」がん保険金受取人の指定の内容※5について確認・同意します。

告知日(ご記入日) 2019年 7月 20日

被保険者本人または親権者・後見人等※6 (自署) 東海 太郎

※5 特にお申し出がない限り、更新前契約と同一内容での更新となります。

※6 被保険者本人が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。(ご署名例:安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

※ 既加入者の内容変更 の加入依頼書は様式が異なります。

ご記入方法のご案内

- 1 記入日を必ず記入**してください。
- 2 加入のお申込みをされるお客様(ご加入者)**
ご住所、お名前のカナ・漢字、社員コード、生年月日、性別等の必要事項をご記入ください。
※電話番号と郵便番号にはハイフンを入れてください。
- 3 ご署名欄**
フルネームの自署をお願いします。
- 4 ご希望のお取扱欄**
「新規に加入」に○をしてください。
- 5 保険の対象となる方(被保険者)**
本人のお名前のカナ・漢字、生年月日、性別、本人のご住所(「加入者」と同じ場合は、「ご加入者と同じ」に○を、異なる場合は各項目をご記入ください。
- 6 加入者からみた続柄をコード番号で**ご記入ください。(番号は下記を参照ください。)
- 7 他の保険契約等がある場合には、「あり」に○をし、「加入依頼書」裏面の記入欄に**保険等の詳細をご記入ください。
- 8 「ケガ・日常生活の補償」にご加入の場合**
職業・職務のコード番号をご記入ください。(番号は下記を参照ください。)
- 9 がんの補償にご加入の場合**
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合には、受取人の続柄をコード番号で記入してください。(番号は下記を参照ください。)
- 10 タイプ**
ご加入いただくタイプ名をご記入ください。
- 11 被保険者1回分の合計保険料**をご記入ください。
- 12 加入者1回分の合計保険料**をご記入ください。
※複数人でお申込みされる場合には、ご加入者本人の加入依頼書に合計金額をご記入ください。
- 13 告知等記入欄**
P5、P6の健康状態告知事項にそって、ご回答ください。
下記のいずれかの場合、「健康状態告知書」について確認・同意の上該当の必ず自署をお願いします。
・医療補償、がん補償、介護補償に新規加入・修正する場合には訂正印が必要です。
・10月1日時点で15歳未満のお子さまが病気・がんの補償にご加入の場合は保護者の方がご記入ください。
【ご署名例】
告知日(ご記入日) 2019年 7月 20日
被保険者本人または親権者・後見人等※6 (自署) 東海 太郎 親権者 東海 花子
・介護補償のみ加入される場合、グループ会社社員や退職者の方が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、その方が代理でご署名(告知)いただけます。
【ご署名例】
告知日(ご記入日) 2019年 7月 20日
被保険者本人または親権者・後見人等※6 (自署) 東海 一郎 代理人 東海 太郎

P3ページを
参考にしてね



コード番号一覧

6 9 続柄コード				8 【傷害補償】職業・職務コード、傷害補償職種級別			
01	本人	05	兄弟姉妹	10	雇用主(法人)	010	A 事務職
02	配偶者	06	祖父母	11	雇用主(個人事業主)	020	A 営業職
03	父母	07	孫	12	従業員	030	B 自動車運転者
04	子	08	その他親族	99	その他	040	B 運輸従事者
						050	A 金属製造加工作業者
						060	B 建設作業者
						070	A 家事従事者
						080	A 学生
						090	A 無職者
						990	※ その他

※「その他」の場合は加入依頼書記入欄に具体的に
にご記入ください

健康状態告知事項 以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書(兼告知書)「回答記入欄」にご記入ください。

病気の補償にご加入の方

質問1

告知日(ご記入日)より過去3か月以内に入院をしたこと、または手術を受けたことはありますか。
現在入院または手術の予定(医師からすすめられている場合を含みます)はありますか。
(※)正常分娩に伴う入院・手術を除きます。

1つ以上あり

あり

なし

質問2

告知日(ご記入日)より過去2年以内に右記【A表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または右記【A表】の病気・症状のため、医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。
(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

あり

なし

質問3

告知日(ご記入日)より過去2年以内に右記【B表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または右記【B表】の病気・症状のため医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。
([あり]の場合には、ア～エのうち該当するもの全てに○をつけてください。)
(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

あり

なし

お引受けできます。
回答をご記入のうえ、
ご署名ください。

お引受けすることができますが、質問3で、○をつけたア～エに対応する右記【C表】の病気・症状が補償対象外(特定疾病等不担保特約セット)となります。
同意いただける場合は、お引き受けできます。回答をご記入のうえご署名ください。

お申し込みできませんが、
お引受けできません。

がんの補償にご加入の方

質問1

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。*1

なし

あり

質問2

下記の質問にお答えください。(一部の「病気・ケガ」については告知の対象外となります。詳しくは右記【別表】をご参照ください。)
告知日(ご記入日)より過去3か月以内に、医師の診察を受けた結果、服薬・治療・検査・入院・手術を受けたこと、またはすすめられたことがありますか。
告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。
①健康診断・人間ドックを受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと
②医師の診察の結果、定期的な診察・検査を受けるよう指摘されたこと
告知日(ご記入日)より過去5年以内に、病気やケガで、「継続して7日以上」の入院をしたこと、または手術を受けたりすすめられたことがありますか。

1つ以上あり

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。

お申し込みできませんが、
お引受けできません。

介護の補償にご加入の方

質問1

公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありますか。
現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着脱」「店での買い物」「公共の交通機関を利用するの外出」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要としますか。
告知日(ご記入日)より過去2年以内に高血圧症もしくは脂質異常症(高脂血症)により入院をしたこと、右記【D表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または右記【D表】の病気・症状のため医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。
(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

1つ以上あり

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名*2ください。

お申し込みできませんが、
お引受けできません。

ご注意事項

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでめれなくご記入ください。
2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。

【A表】お引受けできない病気・症状		【B表】条件付でお引受けできる病気・症状
悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)	ア. 高血圧症、脂質異常症(高脂血症)
循環器系の病気・症状	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)	イ. 白内障、緑内障
消化器系の病気・症状	●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性肝炎	ウ. 脊椎、背骨および椎間板の障害(脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む)
呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく(気管支喘息)(プレドニゾロン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合) ●慢性気管支炎 ●肺炎腫	エ. 前立腺肥大、子宮筋腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ	
眼の病気・症状	●眼底出血 ●網膜の病気	
その他の病気・症状	●糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)	

【D表】お引受けできない病気・症状
●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)を除く) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●慢性気管支炎 ●肺炎腫 ●慢性腎炎 ●腎不全 ●糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む) ●白内障(手術を行った場合を除く) ●緑内障 ●両眼の失明 ●加齢黄斑変性症 ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●(骨折歴を伴う)骨粗しょう症 ●関節炎(リウマチ性、変形性) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方) ●転倒による骨折 ※転倒による骨折とは、例えば歩行中や階段の昇り降りにおいてご自身で転倒したものを指します。

*3 主治医が【C表】記載の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。
*4 心筋細動は補償の対象となります。

別表	「がんの補償」告知の対象とならない病気・ケガ一覧	加入依頼書の健康状態告知事項にご回答いただく際に使用します。
消化器、口腔の病気等	●そけいヘルニア ●痔 ●虫垂炎(盲腸) ●慢性便秘 ●口内炎 ●舌炎 ●手術をしていない胆石症 ●A型肝炎(A型を確定できているものに限りです)*5 ●胃炎*5 ●胃カタル*5 ●胃酸過多*5 ●急性腸炎*5 ●急性大腸炎*5 ●胃潰瘍*6 ●十二指腸潰瘍*6	
呼吸器の病気等	●ぜんそく ●急性気管支炎 ●急性咽頭炎 ●急性へんとう炎 ●慢性へんとう炎 ●へんとう肥大 ●アデノイド ●上気道炎 ●副鼻腔炎(ちくのう症) ●鼻炎 ●花粉症	
運動器の病気等	●関節炎 ●四十肩 ●五十肩 ●ガングリオン ●腱鞘炎 ●脊柱側弯症 ●先天性股関節脱臼 ●オスグット病 ●変形性関節症 ●後縦靱帯骨化症 ●脊柱管狭窄症 ●坐骨神経痛 ●椎間板ヘルニア ●腰椎すべり症 ●腰椎分離症	
代謝・免疫の病気等	●糖尿病 ●痛風 ●高尿酸血症 ●脂質異常症(高脂血症) ●関節リウマチ ●急性リウマチ熱*5	
目・耳の病気等	●トラコーマ ●結膜炎 ●角膜炎 ●白内障 ●外耳炎 ●急性中耳炎	
循環器の病気等	●不整脈 ●心房細動 ●期外収縮 ●徐脈 ●頻脈 ●心雑音 ●狭心症 ●心筋梗塞 ●心臓弁膜症 ●心肥大 ●高血圧症	
泌尿・生殖器の病気等	●遊走腎 ●腎下垂 ●尿管結石 ●腎臓結石 ●膀胱結石 ●尿道結石 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●腎のう胞*7	
皮膚の病気等	●水虫 ●いんきん ●たむし ●白せん ●たこ ●わきが ●うおのめ ●いぼ ●あせも ●にきび ●しもやけ ●とびひ ●湿疹 ●接触皮膚炎 ●アトピー性皮膚炎 ●じんましん ●帯状疱疹 ●ヘルペス	
女性の病気等	●妊娠 ●子宮外妊娠 ●子宮下垂 ●子宮脱 ●妊娠中毒症 ●悪阻 ●産じよく熱 ●前置胎盤 ●胎盤早期剥離 ●死産 ●切迫早産 ●切迫流産 ●早産 ●流産 ●帝王切開 ●不妊症 ●更年期障害	
感染症・寄生虫病	●インフルエンザ ●かぜ ●水ぼうそう ●風しん ●はしか ●回虫 ●ぎょう虫症	
ケガ	●全てのケガ(ただし、外傷が原因と特定できる場合に限りです)	

*5 治療内容に関係なく現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。
*6 入院・手術を行わずに治療し、現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。
*7 健康診断・人間ドックによって発見されたもので、要治療との指摘を受けていないものに限り、告知の対象外となります。

東洋製罐
グループ
ならではの
保険料44%割引適用
(団体割引20%、損害率による割引30%)



第一子誕生



第二子誕生



退職

単品OK	ケガ・日常生活の補償 (詳しくは11~13ページへ)	日常生活のケガや賠償事故、自転車事故などに備えたい	本人型	夫婦型	家族型			夫婦型		84歳 89歳
オプション	ゴルフ・家財の補償 (詳しくは14ページへ)	ゴルフをする時のホールインワン費用などに備えたい	本人型							
		家財の盗難などに備えたい	本人型	夫婦型		家族型		夫婦型		
単品OK	病気の補償 (詳しくは15~16ページへ)	病気での入院や手術などに備えたい	本人型	本人型(配偶者)	本人型(子)	本人型(子)		本人型(配偶者)		
単品OK	がんの補償 (詳しくは17~18ページへ)	がん に 備 え たい	本人型	本人型(配偶者)						
単品OK	介護の補償 (詳しくは19~20ページへ)	介護 に 備 え たい	本人型(本人の親など)		本人型 (本人、配偶者、本人・配偶者の親など) ※40歳以降					

・傷害補償、携行品、住宅内生活用動産、個人賠償責任、ホールインワン・アルバトロス費用

傷害補償、携行品損害、 住宅内生活用動産			ホールインワン・ アルバトロス費用
本人型	夫婦型	家族型	本人型のみ
●	●	●	●
—	●	●	—
—	—	●	—
—	—	●	—

本人型

※ご本人とは、上表の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

夫婦型

ご本人

ご本人の配偶者

家族型

同居

ご本人

ご本人の配偶者
(別居・同居)

子供
(別居・未婚)

子供
(同居)

親族
(6親等以内の血族および
3親等以内の姻族) (同居)

・医療補償、がん補償、介護補償

	医療補償、がん補償	介護補償
	本人型	本人型
ご本人	①・②・③	①～⑤

本人となり得る方

- ① 東洋製襪グループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員、退職者
- ② ①の配偶者
- ③ ①のお子様（同居のお子様、別居の未婚＊4のお子様に限ります）
- ④ ①・②の両親
- ⑤ ①の兄弟

ただし新規加入は、医療補償・がん補償においては年齢が満5歳以上満70歳以下の方、介護補償については満40歳以上満84歳以下の方、更新は医療補償・がん補償の方は89歳以下の方、介護補償は84歳以下に限ります（団体契約の始期日時点の満年齢をいいます）。

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）
① 婚姻意思^{※1}を有すること② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
(2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）
(3) 未婚：これまで婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年者または左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

本人型
①



ご本人

本人型
②



**ご本人の配偶者
(別居・同居)**

本人型
④

①の両親 ②の両親

本人型
⑤

①の兄弟

「団体総合生活保険」は、どんな保険なの？



単品OK

ケガ・日常生活の補償 (P11～)

本人型 夫婦型 家族型

保険の対象となる方 本人・配偶者・両親・兄弟姉妹・本人と同居の親族

ご自身・家族のケガや事故、日常リスクに備える補償

1 死亡・後遺障害 2 入院 3 手術 4 通院

- ゴルフ場で転倒し捻挫した
- 自動車事故で骨折し入院した
- 外出先で転倒し腕にケガを負った
- 家事をしていてやけどを負った

5 個人賠償責任 ☒ 法律上の損害賠償責任を負った場合に補償
☒ 示談交渉サービスを実施(国内のみ)

- 自転車で他人にケガを負わせた
- 風呂の水を溢れさせ階下の住人の財物に損害を与えた
- ゴルフプレー中に打ったボールが当たり他人にケガを負わせた
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

※「本人型」にご加入の場合でも、家族全員が保険の対象(家族型と同様)となります。

6 携行品 ☒ 外出先に持ち出した身の回り品を補償
(ゴルフ用品の損害も補償対象)

- 旅行先に持ち出したカメラを落として修理が必要になった
- ゴルフ中にアイアンを折ってしまい修理した

国内外問わず補償



ゴルフの補償・家財の補償は、ケガ・日常生活の補償とセットで加入ください。

オプション① ゴルフの補償 (P14)

本人型

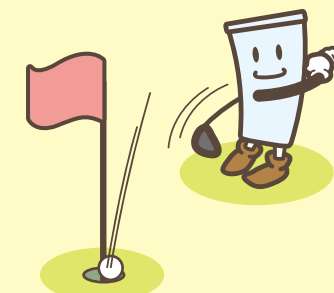
保険の対象となる方

本人

ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したお祝いの費用等を負担した場合の補償

ホールインワン・アルバトロス費用 日本国内のみ

- ☒ ケガ・日常生活の補償にホールインワン・アルバトロス費用をセット
- ゴルフ中にめでたくホールインワンを達成して、パーティを開催した!



オプション② 家財の補償 (P14)

本人型 夫婦型 家族型

保険の対象となる方

本人・配偶者・両親・兄弟姉妹・本人と同居の親族

自宅内の家財の偶然による事故に備える補償

住宅内生活用動産 日本国内のみ

- ☒ ケガ・日常生活の補償に住宅内生活用動産をセット
- 自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。
- 大雨で床上浸水になり、家財が水浸しになった



単品OK

病気の補償 (P15～)

本人型

保険の対象となる方 本人・配偶者・子供(同居・別居の未婚)

突然の病気による入院や手術に備える補償

- ☒ 疾病入院保険金は日帰り入院～180日限度で補償
- ☒ 疾病手術保険金は、何回でもお受け取り可
- ☒ 1年更新型(更新時に補償・タイプの見直しが可能)
- ☒ 医師の診査は不要



単品OK

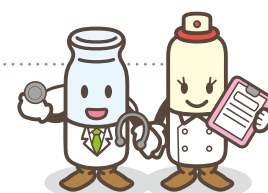
がんの補償 (P17～)

本人型

保険の対象となる方 本人・配偶者・子供(同居・別居の未婚)

もしもの発症と治療に備える補償

- ☒ 一時金としてまとまった保険金のお受け取り可
- ☒ 上皮内新生物や白血病のも補償対象
- ☒ 再発や転移、新たな発症でもお受け取り可
- ☒ 医師の診査は不要



単品OK

介護の補償 (P19)

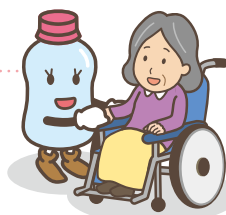
本人型

保険の対象となる方 本人・配偶者・子供(同居・別居の未婚)・両親・本人の兄弟姉妹

介護が必要になった時、急な出費に備える補償

- ☒ 要介護2以上の認定で一時金をお支払(＝公的介護保険制度に基づく認定を受けた状態または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。)
- ☒ 医師の診査は不要
- ☒ 配偶者の親も対象可

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



【「保険の対象となる方」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

⚠ 89歳まで(介護の補償は84歳まで)ご継続いただけます。(新規加入は70歳までとなります)

	新規加入		継続	
	契約者	被保険者	契約者	被保険者
ケガ・日常生活の補償			89歳	
病気の補償	70歳	70歳		
がんの補償				
介護の補償		84歳	84歳	

※被保険者本人が89歳(介護補償は84歳)となった場合は、継続終了となり、更新はできません。



傷害
補償

ケガ・日常生活の補償

単品
OK割引
約**44%**
団体割引
20% 損害率による割引
30%

特 長

- **団体総合生活保険** です。
団体総合生活保険は、おケガの補償だけでなく、
日常生活に伴うリスク への **補償も付帯** されています。
ご家族を含め、国内外の事故が補償され、さまざまなリスクに対応可能です。

**1** 死亡・後遺障害**2** 入 院**3** 手 術**4** 通 院**5** 個人賠償責任**6** 携 行 品

- **ご家族ぐるみの補償** ができます。
ご本人だけでなく
ご家族全員のケガもサポート します。

**1** 死亡・後遺障害 **2** 入 院 **3** 手 術 **4** 通 院

- **国内外を問わず** 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる
急激かつ偶然な外来の事故によるケガ に対応します。

**死亡・後遺障害** ケガで死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。**入院・手術** ケガで入院*1されたり手術*2を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通 院 ケガで通院された場合に、保険金をお支払いします。

* 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの24～26ページをご確認ください。

5 個人賠償責任

- **国内外を問わず**、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった、
国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、
法律上の損害賠償責任を負った場合 に補償します。



※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の損害賠償責任が発生しないケースがあります。また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。
*1 対象にならない受託品はP25にてご確認ください。

国内の損害賠償事故*について、

- **示談交渉サービスを実施**

いたします。

*訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。



近年ますます**増加傾向にある自転車事故**。下記の通り、**高額**の賠償命令が下りる**重大な事故**も起きています。

ご参考:第三者への賠償責任は、高額になるケースがあります!!

判 決	賠償命令額	概 要
神戸地裁 平成25年7月4日判決	約 9,520 万円	男子小学生が夜間、坂道を自転車で行く中、散歩途中の女性(67歳)と衝突。女性は頭蓋骨折などをして意識がもどらない状態となった。

加害者となった時に
かかる費用 = 賠償金 + 弁護士報酬 + 訴訟費用 + …様々な費用が発生!!!
賠償金だけではありません!

※「本人型」にご加入の場合でも、家族全員が保険の対象(家族型と同様)となります。

6 携 行 品 (免責金額 5,000円)

- **国内外を問わず** 保険の対象となる方が所有する外出先での携行品の
損壊・盗難事故 等 **偶然な事故** による損害を補償します。



※免責金額とは「自己負担額」のことをさします。※対象にならない物はP26にてご確認ください。

保険金額・保険料表

今回から10万円プランが無くなり、**20万円プランに統一されました!**自転車に
乗らない方も
お選び
いただけます

本人型

夫婦型

家族型

			充実コース	標準コース	エコミーコース	オプション重視コース	自転車コース	
死亡保険金・ 後遺障害保険金			本人型 500 万円 夫婦型 家族型 1,000 万円	本人型 300 万円 夫婦型 家族型 500 万円	200 万円	100 万円	100 万円	
入院保険金日額			10,000 円	5,000 円	3,000 円	1,000 円	1,000 円	
手術保険金			入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍、 入院中以外の手術：入院保険金日額の 5 倍					
通院保険金日額			5,000 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	1,000 円	
個人賠償責任保険金			国内： 1 億円 国外： 1 億円 (「本人型」にご加入の場合でも、家族全員が保険の対象(家族型と同様)となります。)					
携行品保険金 (免責金額5,000円)			20 万円				—	
月額保険料 (単位：円)	職種級別 A 職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)	本人型	FD	FE	FZ	FF	FG	
			1,840	1,130	780	440	380	
		夫婦型	K4	K5	KZ	K6	—	
			3,900	2,220	1,330	700		
		家族型	KE	KF	KG	KH	—	
			7,240	4,040	2,380	1,190		
		職種級別 B 職種級別B(自動車運転者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者)	本人型	FD	FE	FZ	FF	FG
				2,700	1,620	1,110	600	540
	夫婦型		K4	K5	KZ	K6	—	
			4,940	2,780	1,660	860		
	家族型		KE	KF	KG	KH	—	
			8,280	4,600	2,710	1,350		

東洋製罐グループでは
東洋メビウスなどの
ドライバーさんは
こちらの職種級別Bと
なります。

保険金受取例

Eさん

男性**37**歳(職種級別A)標準コース **FE**月額保険料**1,130**円

たとえばこんな時!! スポーツ大会でアキレス腱を断裂して手術を受けた場合

入院なし

アキレス腱
断裂

手術

通院20日

外来(入院なし)で手術を受けたら…
+通院日数20日

保険金総額

①手術保険金 **5,000**円× **5**倍 : **25,000**円
②通院保険金 **3,000**円× **20**日 : **60,000**円①**25,000**+②**60,000**=
85,000円

※上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

オプション

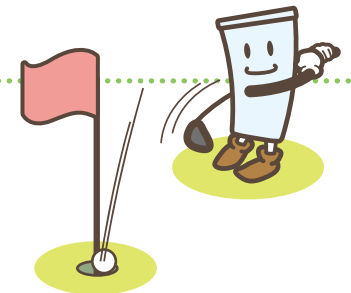
ゴルフ・家財の補償

割引

約**44%**団体割引
20% 損害率に
による割引
30%

オプション① ゴルフの補償〈ホールインワン・アルバトロス費用〉

- **日本国内**の9ホール以上を有する**ゴルフ場**で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成の**お祝いの費用等を負担した場合**に保険金をお支払いします。
※保険の対象はご本人のみとなります。



保険金額(本人型)

タイプ名	FAG	FBG
保険金額(免責金額:なし)	20 万円	50 万円
月額保険料	110 円	280 円

保険金受取例

Fさん

男性**50**歳

FBG

月額保険料**280**円

ホールインワンを達成して祝賀会を開いた。

保険金総額

①記念品準備費用 : **20**万円
②祝賀会飲食代 : **25**万円
③ゴルフ場への記念樹 : **5**万円①**20**万円+②**25**万円+③**5**万円
500,000円

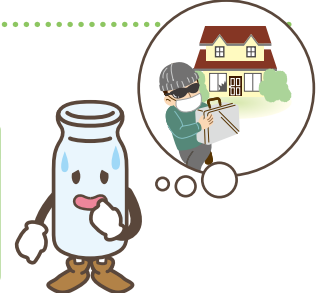
※上記は当社が作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではありません。

オプション② 家財の補償〈住宅内生活用動産〉

- **日本国内**で、自宅内の家財が**偶然な事故によって損害**を受けた場合に保険金をお支払いします。
※自転車、原動機付自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。
※家族型の場合、お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

保険金額

	本人型		夫婦型		家族型	
タイプ名	FAK	FBK	K1K	K2K	KAK	KBK
保険金額(免責金額:5,000円)	50 万円	300 万円	50 万円	300 万円	50 万円	300 万円
月額保険料	290 円	480 円	300 円	490 円	320 円	520 円



保険金受取例

Gさん

男性**30**歳

FAK

月額保険料**290**円

自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

保険金総額

①現金 : **5**万円
②貴金属 : **30**万円
③免責金額(自己負担額) : **0.5**万円①**5**万円+②**30**万円-③**0.5**万円
34.5万円

※上記は当社が作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの25～26ページをご確認ください。



注意

※オプションは**単独ではお申込みいただけません。ケガ・日常生活の補償(傷害補償)への加入が必要です。**
保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

医療
補償

病気の補償

単品
OK割引
約**44%**
団体割引
20%
損害率に
よる割引
30%

特 長

● 疾病入院保険金は

日帰り入院(入院1日目)から、お支払いします。

● 疾病手術保険金は保険期間中、

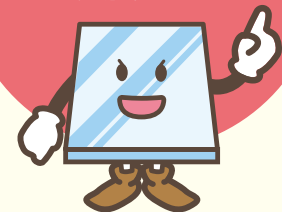
何回でもお受取りになれます。

(手術の種類によっては回数の制限があったり、傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象とならない場合があります。)

手術1回につき 外来手術は入院保険金日額の**5倍**・入院中の手術は**10倍**・重大手術*1は**40倍**● 日額**10,000円**(M1・M1J)、日額**5,000円**(M2・M2J)、日額**3,000円**(M3・M3J)の **6タイプから** 選べます。● **充実コース**なら、**2つの特約**で三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)時の一時金、**先進医療*2を受けた**ときに、**保険金・一時金をお支払い**します。● ご加入の際、**医師の診査は不要**です!

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。

告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引き受け条件によってご加入いただくことがあります。

突然の病気に備えて!
病気で入院・手術された場合
保険金をお支払します!入院1日目から
1回の入院について
最長**180日間**補償!手術保険金も補償!
放射線治療も補償!*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
*2 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの27ページをご確認ください。

**ケガによる入院・手術は補償されません。**ケガの補償は11～13ページをご覧ください。

保険金額・保険料表

			充実コース			シンプルコース		
タイプ名(本人型)			M1J	M2J	M3J	M1	M2	M3
保険金額	疾病入院保険金日額		10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円
	疾病手術保険金額*1		手術1回につき外来手術は入院保険金日額の 5 倍・入院中の手術は 10 倍・重大手術*2は 40 倍					
	放射線治療保険金額*3		入院保険金日額の 10 倍					
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)		50万円			———		
	総合先進医療基本保険金額		600万円	300万円	200万円			
	総合先進医療一時金額		10万円					
月払保険料	年齢	5～9歳	600円	350円	250円	460円	230円	140円
		10～14歳	550円	330円	230円	410円	210円	120円
		15～19歳	630円	370円	260円	490円	250円	150円
		20～24歳	860円	480円	330円	720円	360円	220円
		25～29歳	910円	510円	340円	770円	390円	230円
		30～34歳	960円	530円	360円	820円	410円	250円
		35～39歳	1,070円	610円	420円	890円	450円	270円
		40～44歳	1,290円	750円	540円	1,030円	510円	310円
		45～49歳	1,770円	1,060円	770円	1,380円	690円	410円
		50～54歳	2,430円	1,500円	1,130円	1,820円	910円	550円
		55～59歳	3,400円	2,090円	1,570円	2,570円	1,280円	770円
		60～64歳	4,890円	2,990円	2,230円	3,750円	1,870円	1,120円
		65～69歳	6,800円	4,210円	3,170円	5,140円	2,570円	1,540円
		70～74歳*4	9,210円	5,640円	4,220円	7,090円	3,540円	2,130円
		75～79歳*4	11,680円	7,120円	5,290円	9,080円	4,540円	2,720円
		80～84歳*4	14,700円	8,880円	6,550円	11,600円	5,800円	3,480円
		85～89歳*4	15,810円	9,680円	7,230円	12,220円	6,110円	3,670円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2019年10月1日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術や支払回数に制限がある手術があります。

*2 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。

*4 新規加入は満70歳までの方に限ります。89歳まで継続いただくことが可能です。

新規ご加入の方、更新にあたり補償内容をアップされる方は健康状態の告知が必要です。

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引き受け条件によってご加入いただくことがあります。

保険金受取例	Hさん	男性 45歳	M1J	月額保険料 1,770円
--------	-----	---------------	------------	---------------------

たとえばこんな時!!大腸ポリープ手術(大腸ポリープ切除術)を受けた場合

入院なし	大腸ポリープ発症	手術	外来(入院なし)で手術を受けたら
	保険金総額 ①手術保険金 10,000円×5倍 50,000円		

※上記は当社が作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではありません。

がん
補償

がんの補償

単品
OK

割引
約**44%**
団体割引 20% 損害率による割引 30%

特長

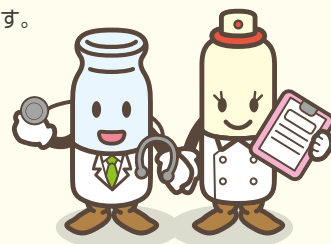
やっぱりがんは心配という方にうれしい補償がラインナップ。

- がん診断確定*1されたとき、**一時金**として保険金をお支払いします。

※新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間(ご契約期間)の初日より、その日を含めて90日(待機期間)を経過した日の翌日の午前0時より前にがん診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

- 上皮内新生物**や**白血病**も補償対象になります。



- 初めてがん診断されたときはもちろん
継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の

再発・転移や、新たながんが生じたときでも、

それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

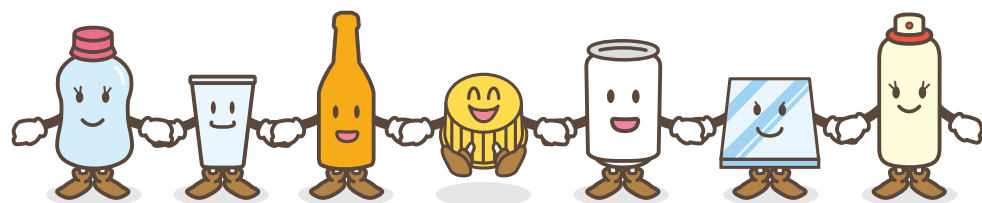
- ご加入の際、**医師の診査は不要**です!

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。



加入できるのは、お一人さま1タイプ1口までです。

(例) C2タイプ(50万円)に現在ご加入いただいている場合、50万円の追加(2口)ではなく、C2タイプからC1(100万円)タイプへの変更となります。そのため、変更時には新たに90日間の待機期間が発生し、再度健康状態の告知が必要です。



保険金をお支払いする主な場合についてはこのパンフレットの28ページをご確認ください。

新規ご加入の方、更新にあたり補償内容をアップされる方は健康状態の告知が必要です。
加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

保険金額・保険料表

		初年度		2年度目以降	
タイプ名(本人型)		C1	C2	C1	C2
がん診断保険金額		100万円	50万円	100万円	50万円
月払保険料	5～9歳	60円	30円	80円	40円
	10～14歳	90円	40円	120円	60円
	15～19歳	60円	30円	90円	40円
	20～24歳	30円	20円	40円	20円
	25～29歳	70円	30円	90円	50円
	30～34歳	120円	60円	150円	80円
	35～39歳	170円	80円	220円	110円
	40～44歳	240円	120円	320円	160円
	45～49歳	340円	170円	450円	230円
	50～54歳	550円	280円	740円	370円
	55～59歳	860円	430円	1,150円	580円
	60～64歳	1,260円	630円	1,670円	840円
	65～69歳	1,670円	840円	2,230円	1,120円
	70～74歳*1	2,080円	1,040円	2,770円	1,390円
	75～79歳*1	—	—	3,350円	1,670円
	80～84歳*1	—	—	3,930円	1,970円
	85～89歳*1	—	—	4,490円	2,250円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2019年10月1日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。また、この補償は、新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。次回更新以降は、初年度割引は適用されません。また、割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。

*1 新規加入は満70歳までの方に限ります。89歳までご継続いただくことが可能です。

介護
補償

介護の補償

単品
OK割引
約**44%**
団体割引
20%
損害率に
よる割引
30%

特 長

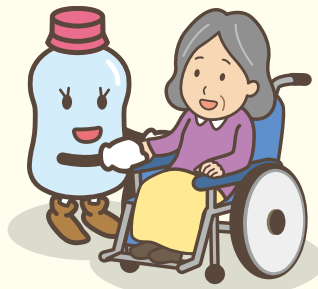
突然介護が必要な状態になった場合に一時金300万円をお支払いします。

● 公的介護保険制度に基づく **要介護2** 以上の認定を受けた場合または**東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1**と診断され、その状態が **90日を超えて継続** した場合に、**保険金(一時金)**をお支払いする独自基準追加型の補償です。● 年齢が **満40歳以上満84歳以下** (2019年10月1日時点)

の方が介護補償の対象になります。

● ご加入の際、**医師の診査はありません。**

(加入依頼書の質問欄に介護補償の対象となる方の健康状態を、対象となる方に代わって、加入者本人(東洋製罐グループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員、退職者)が告知することができます。健康状態によってはお引き受けできない場合がございます。)



*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

ご参考 公的介護保険制度の特徴

特徴①:40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②:40歳以上～64歳以下の方は給付が限定的

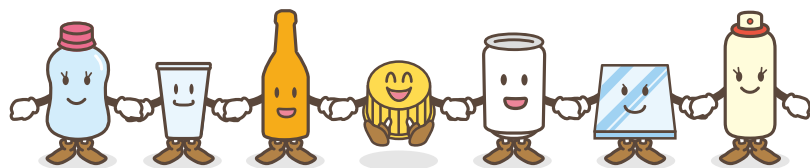
⇒40歳以上～64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は、給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、後記「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは?

「独自基準追加型」とは

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはP28～29をご覧ください。

保険金額・保険料表 (1名につき)

※改定により、84歳までのご継続となりました。

タイプ名 (独自基準追加型要介護2)			K
保険金額			300万円
月払保険料	年齢	40～44歳	30円
		45～49歳	60円
		50～54歳	130円
		55～59歳	260円
		60～64歳	540円
		65～69歳	1,120円
		70～74歳	2,350円
		75～79歳	5,130円
		80～84歳	11,820円

※ 保険料は、被保険者の年齢(団体契約の始期日(2019年10月1日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	65歳以上	40歳以上64歳以下*1	39歳以下
被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者ではない
受給要件	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	対象外

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。

必ずお読み
ください

団体総合生活保険の2019年10月1日以降始期契約のご契約者様

団体総合生活保険 商品改定のご案内

2019年6月 東京海上日動火災保険株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2019年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

■主な改定点

(1)各補償共通の改定内容

改定項目	概 要
薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設される「介護医療院」について、「介護療養型医療施設」と同等の施設として取り扱います。
「同居」の定義の明確化	マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同居」の定義における「同一家屋」にあたらないことを約款上明記します。
サービス「デイリーサポート」の運用の見直し	「法律・税務相談」および「社会保険に関する相談」の電話受付時間を変更します。また、「介護アシスト」で同様のサービスを提供しているため、「介護関連サービス」を廃止します。

(2)各補償固有の改定内容

〈変更する補償〉①傷害補償 ②医療補償 ③がん補償 ④介護補償 ⑤賠償・財産・費用に関する補償

①	②	③	④	⑤	改定項目	概 要
○				○	保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、保険料を改定します。
○					「交通乗用具」におけるストライダーおよびドローンの取扱いの明確化	ストライダー（ペダルなし二輪遊具）およびドローンは「交通乗用具」に含まないことを約款上明記します。
○					「ギブス等」に関する規定の改定	実際に通院していない場合であっても、ギブス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払する「みなし通院」の取扱いについて、「その他これらに類するもの」を限定列举方式に変更します。また、保険金のお支払対象となる部位に顎骨および顎関節等を追加します。
			○		更新時加入可能年齢の改定	介護補償の更新契約に加入可能な年齢を、「満89歳以下」から「満84歳以下」に変更します。

①	②	③	④	⑤	改定項目	概 要
			○		「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」の取扱いの見直し	医療補償およびがん補償に合わせ、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」を自動セットしない取扱いとします。
				○	「個人賠償責任補償特約」の補償対象の拡大	保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。 ①以下の管理財物を損壊（(a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みます。）したことによって保険の対象となる方が負担する損害賠償責任 (a)他人から預かった物・レンタル品等の受託品（日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。） (b)ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産 (c)ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート ②誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合（電車等の財物損壊なし）に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任 ③ 別居の未婚の子等（保険の対象となる方）の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任
				○	「祝賀会費用」の定義の明確化	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の「祝賀会費用」について、祝賀会として開催されるゴルフコンペの同日に行われる懇親会等の費用もお支払対象となることを約款上明記します。

このご案内は、2019年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり（約款）」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

告知の
大切さに
関する
ご案内告知の大切さについて、
ご説明させていただきます。

医療補償、がん補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合※1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

※1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※1 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、被保険者ご本人のほか、配偶者様や満 23 歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

※2 介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。*

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、
お引受けは次のA～Cのいずれか
(がん補償、介護補償については、AまたはC)になります。

A お引受けいたします(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)
B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)
C 今回はお引受けできません。



過去に病気やケガをしたことがあったら、契約はどうなるのかしら？

お申込み後、保険金請求時等に、
告知内容について
ご確認させていただく場合
があります。



告知内容を確認させていただきます
えっと、1年前に…

告知いただく内容例*3は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無（予定を含みます）
- 2 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無
- 3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 医療補償、介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります（ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後開始した入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。）。



よろしくお願いいたします。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	後遺障害保険金	・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	入院保険金	・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	手術保険金	
治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3		
*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。		
医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。		

補償の概要等

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・電氣的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
住宅内生活用動産特約	国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・電氣的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

補償の概要等

医療補償

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②上記以外の入院を伴わない手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。	
	放射線治療 保険金	病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
総合先進医療基本特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
	先進医療一時金 総合	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限りです。	
（三大疾病重度傷害一時金用） 三大疾病・重度傷害一時金特約 + 三大疾病のみ補償特約		病気やケガによって以下のような状態となった場合 ①保険期間中に悪性新生物（がん）と診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。 【ご注意】悪性新生物（がん）と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。	

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。以下、同様とします。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
※予告なく変更・中止となる場合があります。

がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。がんと診断確定されたときに、がん以外の身体に生じた障害の影響等によって、がんの病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
[この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。]
[ご注意]この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護2用）の追加補償特約	介護補償保険金	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等
		歩 行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
		寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
		入 浴 其 他 の 複 雑 な 動 作 等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。
		排 せ つ 等 日 常 生 活 上 の 一 部 の 行 為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。

保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約	介護補償保険金	②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、 （1）ボタンのかけははずし、（2）上衣の着脱、（3）ズボンまたはパンツ等の着脱、（4）靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、（1）から（21）までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 （1）ひどい物忘れがある。（2）まわりのことに関心を示さないことがある。（3）物を盗られた等と被害的になることがある。（4）作話をし周囲に言いふらすことがある。（5）実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。（6）泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。（7）夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。（8）暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。（9）口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。（10）周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。（11）介護者の助言や介護に抵抗することがある。（12）目的もなく動き回ることがある。（13）自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。（14）外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。（15）1人で外に出たがり目を離せないことがある。（16）いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。（17）火の始末や火元の管理ができないことがある。（18）物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。（19）排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。（20）食べられないものを口に入れることがある。（21）周囲が迷惑している性的行動がある。（22）自力で内服薬を服用できない。（23）金銭の管理ができない。（24）自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。（25）現在の季節を理解できない。（26）今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払します。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象とします。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額） ☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法 ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、 下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○	—	—	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *1 介護補償については、保険の対象となる方からの ご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○*1	—

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*2」についてご確認ください。
*2 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み
- この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。
2. 基本となる補償および主な特約の概要等
- 基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意
- 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください*2。
- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約
●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救護者費用等補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定
- この保険での保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額*1の増額等はできません*2。
- [所得補償・団体長期障害所得補償]
所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*3以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。
- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*4×約定給付率とします。
*2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
*3 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。
- *4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
*5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
- (1) 保険料の決定の仕組み
- 保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法
- 払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。
- (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について
- （※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払します。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務
- 加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。
- なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません場合があります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	医療補償・がん補償	介護補償	個人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産
	生年月日	—	★	★	—
性 別	—	—	★	—	—

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
医療補償、がん補償、介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4. その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しまし

項目名	基本補償・特約	傷害補償	医療補償・がん補償	介護補償	個人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産
	職業・職務*1	☆	—	—	—
健康状態告知*2	—	—	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

- ①告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
- なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*4、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。
- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。
- a. 婚姻意思*5を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。
- ③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*7。

- 責任開始日*6から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*8（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
- *6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

- ④告知内容の確認について
ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 保険金受取人

- 【傷害補償】
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
- 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
- 死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。
- *1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

- 【がん補償】
保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
- *2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

- 現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

- 【通知事項】
加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、「お問い合わせ先」までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。
- *2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

わせ先）までご連絡ください。

- 【ご加入後の変更】
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者へ、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2. 解約されるとき

- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続の詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることが更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についても合わせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Q&A

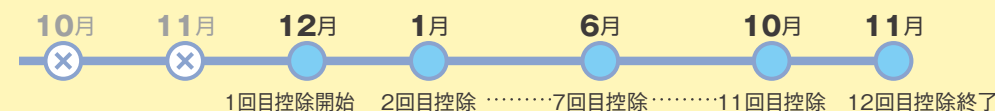


Q1 保険料の支払い方法は？

A

団体総合生活保険は保険契約開始月（10月）の2ヶ月後の12月給与から、第1回目分が控除され、翌年の11月で控除終了となります。

団体総合生活保険控除のしくみ（契約始期10／1（1年契約）の場合）



Q2 中途加入はできますか？

A

中途加入は可能です。ご加入の20日前までにお申込み下さい。なお、月の途中でもご加入できますが、保険料は1ヶ月分いただくことになります。



Q3 何歳まで加入できますか？

A

加入者（グループ従業員もしくは退職者）が**新規加入の場合は70歳以下、更新の場合は89歳以下まで**となります。ただし、介護補償の被保険者のみ84歳まで加入できます。
以降は、更新はできず脱退となります。（契約始期10／1時点での年齢になります）



Q4 定年退職、途中退職時の手続きは？

A

定年退職、途中退職後も引き続き退職者団体にて保険を**更新することができます。**
ご退職される場合はお手続きが必要となります。必ずご連絡くださいますようお願いいたします。
ただし、**ご退職後の保険料支払方法は口座振替**（分割払い・月払い）となります。



Q5 介護補償は誰に補償を付けられますか？

A

加入者（グループ従業員もしくは退職者）、**配偶者、加入者の両親、配偶者の両親、兄弟姉妹、子供**までです。被保険者1人毎の保険料がかかります。ただし、被保険者が40～84歳までの加入となります。詳細はP8をご覧ください。
※同時にQ3加入年齢も適用されます。



Q6 日常生活賠償責任（個人賠償責任）補償で、家族を対象に含めたい時は「家族型」に入る必要がありますか？

A

いいえ、個人賠償責任補償は、家族型であるため**「本人型」であっても、ご家族も対象**になります。保険の対象となる方の詳細については7～8ページをご覧ください。



Q7 事故の連絡、相談はどこにすれば良いですか？

A

事故が起きた場合のご連絡先
東京海上日動安心110番（事故受付センター）（受付時間：24時間365日）
☎0120-119-110（30日以内にご連絡ください。）
または、**東罐共栄株式会社**
営業部保険課…フリーコール：0120-47-0656（受付時間：平日8：30～17：00）
大阪営業所…フリーコール：0120-934-561（受付時間：平日8：30～17：00）
（直ちに（介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償については30日以内に）にご連絡ください。）
その際、①いつ②どこで③だれが④どのようにケガをしたのか⑤どここの病院に行ったのかをおっしゃってください。
（ケガとは、急激・偶然かつ外来のものです。むちうち症・腰痛などで医学的他覚所見がないもの、テニス肘・腱鞘炎・靴擦れ等で急激性のないものはケガにはあたりません。）
その後**保険金請求書をご送付いたします**。ケガが治ってからご請求ください。入院の場合は、ケガをされた日から180日を、通院の場合はケガをされた日から180日以内の通院について90日を限度としてお支払いいたしますので、治療中であってもご請求ください。



たら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5.事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
 - ・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社	東京海上日動安心110番（事故受付センター）
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）	事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（ http://www.sonpo.or.jp/ ）	“事故は119番－110番” ☎0120-119-110 受付時間：24時間365日
 0570-022808 <通話料有料> IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）	

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご注意

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は P21「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、**今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください**。商品改定に伴い、現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。この保険は東洋製罐グループホールディングス株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東洋製罐グループホールディングス株式会社が有します。

- ・所得を証明する書類
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者※1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

※1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

＜共同保険引受保険会社について＞

※医療補償、がん補償、介護補償は東京海上日動単独の引受となります。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	70%
三井住友海上火災保険株式会社	30%

